

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）は、指定地方公共機関に対し、事業の実施に関し適切な措置を講ずること、新型インフルエンザ等が発生したときにも国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう業務を継続することを求めています。

また、同法の規定により、指定地方公共機関に対しては、その業務を実施するに当たり、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成し、都道府県知事に報告するとともに、要旨を公表することが求められています。

これを踏まえ、指定地方公共機関である相模鉄道株式会社では「相模鉄道新型インフルエンザ等対策業務計画」を定めたところであり、その要旨は次のとおりです。

「相模鉄道新型インフルエンザ等対策業務計画」要旨

1. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(1) 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

- ・政府想定を踏まえ、新型インフルエンザ等対策業務として、旅客、社員、その他関係者の生命の安全確保を最優先事項とし、旅客輸送を適切に実施する。
- ・あらかじめ定める要員計画に基づき、新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。

(2) 感染対策の検討・実施

咳エチケットの徹底等の利用者に対する呼びかけに努める。

2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

神奈川県（以下「県」という。）新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合は、新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

(2) 情報収集・共有体制

平素から、国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れのある感染症の対応状況等に関する情報について、国及び県等から情報収集し、発生時においては、その情報を早急に社員に周知し、共有を図る。

(3) 関係機関との連携

平素から、新型インフルエンザ等対策に関する業務に関係する、県及び関係機関等と連携を図る。

3. その他

(1) 教育・訓練

- ・平素から正しい知識を習得し、社員への周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるよう訓練の実施に努めるとともに、国又は県等が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練へ参加するように努めるものとする。
- ・新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練を有機的に連携させるように配慮するものとする。

(2) 計画の見直し

適時この計画の内容について検討を行い、必要があると認められる場合には変更するものとする。

(以 上)